

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号。以下「法」という。）第６条第１項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成３０年９月７日

海田町長 西 田 祐 三

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（１）名称

フジ海田店

（２）所在地

広島県安芸郡海田町南本町１番３号

２ 変更した事項

（１）大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日・理由
尾崎 英雄	山口 普	平成３０年５月１７日 大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため

（２）大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社フジ	代表取締役 尾崎 英雄	愛媛県松山市宮西一丁目２番１号
株式会社こざわ	代表取締役 小沢 智	広島県安芸郡海田町大正町５番１４号
株式会社レデイ薬局	代表取締役 三橋 信也	愛媛県松山市南江戸四丁目３番３７号

（変更後）

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社フジ	代表取締役 山口 普	愛媛県松山市宮西一丁目２番１号
株式会社こざわ	代表取締役 小沢 智	広島県安芸郡海田町大正町５番１４号
株式会社レデイ薬局	代表取締役 三橋 信也	愛媛県松山市南江戸四丁目３番３７号

変更の年月日	平成30年5月17日
変更する理由	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者変更のため

3 届出年月日

平成30年8月16日

4 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成30年9月8日から平成31年1月7日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(3) 縦覧場所

海田町役場企画部魅力づくり推進課 安芸郡海田町上市14番18号

5 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、町に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成31年1月7日

(2) 提出先

海田町役場企画部魅力づくり推進課